

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（第一条関係）	1
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（第二条関係）	16
○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（抄）（附則第十一条関係）	35

改正案	現行
<p>（営外手当）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 前項の営外手当の額は、月額六千八百三十円とする。</p> <p>3（略）</p> <p>（期末手当及び勤勉手当）</p> <p>第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五</p>	<p>（営外手当）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 前項の営外手当の額は、月額六千六百八十円とする。</p> <p>3（略）</p> <p>（期末手当及び勤勉手当）</p> <p>第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五</p>

「と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・二五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十三・七五」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十六・二五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員」と及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の四十八・七五」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の四十八・七五」と、「百分の五十八・七五」、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）とあるのは「百分の五十八・七五」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の四十八・七五（特定管理職員にあつては百分の五十八・七五）（特定管理職員にあつては百分の五十一・二五）、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十六・二五）、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員にあつては百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては百分の六十一・二五）、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十八・七五」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の

「と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十三・七五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の四十八・七五」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の四十八・七五」と、「百分の五十八・七五」とあるのは「百分の五十八・七五」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の四十八・七五（特定管理職員にあつては百分の五十八・七五）、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十六・二五」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2 (略)

第十八条の二の二 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

(自衛官候補生の給与)

第二十四条の二 (略)

2 前項の自衛官候補生手当の月額は、十七万九千円とする。

3 (略)

(学生の給与)

第二十五条 (略)

2 前項の学生手当の月額は、十五万三千三百円とする。

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」と、同条第四項

2 (略)

第十八条の二の二 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

(自衛官候補生の給与)

第二十四条の二 (略)

2 前項の自衛官候補生手当の月額は、十五万七千円とする。

3 (略)

(学生の給与)

第二十五条 (略)

2 前項の学生手当の月額は、十三万三千三百円とする。

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶

中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

4 (略)

(生徒の給与)

第二十五条の二 (略)

2 前項の生徒手当の月額は、十三万八千円とする。

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 (略)

養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

4 (略)

(生徒の給与)

第二十五条の二 (略)

2 前項の生徒手当の月額は、十一万七千九百円とする。

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 (略)

改正案

現行

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条—第五条関係）

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条—第五条関係）

職員の区分	職務の級		級	級
	号	俸		
	号	俸	給 月 額	給 月 額
	1		246,300	354,600
	2		247,800	356,000
	3		249,200	357,400
	4		250,600	358,800
	5		252,000	360,200
	6		253,200	361,500
	7		254,400	362,800
	8		255,600	364,100
	9		257,000	365,300
	10		258,200	366,800
	11		259,500	368,300
	12		260,800	369,700
	13		262,100	371,000
	14		264,000	372,500
	15		265,800	374,000
	16		267,600	375,400
	17		269,300	376,800
	18		271,500	378,300
	19		273,700	379,700
	20		275,900	381,100
	21		278,100	382,500
	22		280,300	384,000
	23		282,500	385,500
	24		284,600	386,900
	25		286,600	388,200
	26		288,500	389,700
	27		290,400	391,200
	28		292,200	392,700
	29		294,000	394,100
	30		295,900	395,600

職員の区分	職務の級		級	級
	号	俸		
	号	俸	給 月 額	給 月 額
	1		219,700	337,600
	2		221,400	339,600
	3		222,900	341,600
	4		224,400	343,600
	5		226,100	345,600
	6		227,400	347,200
	7		228,600	348,800
	8		229,900	350,300
	9		231,600	351,800
	10		233,300	353,800
	11		235,000	355,800
	12		236,600	357,700
	13		238,100	359,600
	14		240,100	361,500
	15		242,000	363,300
	16		243,900	364,900
	17		245,600	366,500
	18		248,000	368,300
	19		250,400	370,100
	20		252,800	371,900
	21		255,200	373,500
	22		257,600	375,400
	23		259,900	377,100
	24		262,100	378,800
	25		264,300	380,100
	26		266,500	381,900
	27		268,900	383,700
	28		271,000	385,600
	29		273,300	387,400
	30		275,600	389,200

31	297,700	397,100	277,800	391,100
32	299,400	398,600	279,900	393,000
33	301,100	400,000	282,000	394,600
34	302,900	401,600	284,200	396,300
35	304,600	403,200	286,300	397,900
36	306,200	404,700	288,200	399,600
37	307,800	405,900	290,300	400,800
38	309,500	407,300	292,000	402,200
39	311,300	408,700	293,800	403,600
40	313,000	410,000	295,500	405,000
41	314,300	411,600	296,800	406,600
42	316,200	413,000	298,800	408,000
43	318,000	414,300	300,700	409,300
44	319,700	415,700	302,700	410,700
45	321,400	417,100	304,700	412,100
46	323,300	418,400	306,800	413,400
47	325,000	419,900	309,000	414,900
48	326,700	421,400	311,200	416,400
49	328,400	423,000	313,300	418,000
50	330,200	424,400	315,600	419,400
51	332,000	426,000	317,800	421,000
52	333,700	427,500	319,900	422,500
53	335,400	429,200	322,000	424,200
54	336,700	430,700	323,500	425,700
55	338,000	432,300	325,000	427,300
56	339,300	433,900	326,500	428,900
57	340,800	435,400	328,200	430,400
58	342,400	436,900	330,200	431,900
59	343,900	438,100	332,200	433,100
60	345,500	439,300	334,100	434,300
61	347,000	440,500	335,900	435,500
62	348,600	441,800	337,900	436,800
63	350,200	443,000	339,900	438,100
64	351,700	444,200	341,800	439,300
65	353,200	445,300	343,500	440,500
66	354,800	446,500	345,500	441,700
67	356,400	447,700	347,500	442,900
68	357,900	448,900	349,500	444,100

106	406,000	106	401,300
107	406,900	107	402,200
108	407,800	108	403,100
109	408,600	109	403,900
110	409,400	110	404,800
111	410,200	111	405,600
112	411,000	112	406,400
113	411,600	113	407,000
114	412,300	114	407,700
115	413,000	115	408,400
116	413,700	116	409,100
117	414,300	117	409,700
118	414,800	118	410,200
119	415,200	119	410,600
120	415,500	120	411,000
121	415,800	121	411,300
122	416,100	122	411,600
123	416,400	123	411,900
124	416,600	124	412,100
125	416,800	125	412,300
126	417,100	126	412,600
127	417,400	127	412,900
128	417,600	128	413,100
129	417,800	129	413,300
130	418,100	130	413,600
131	418,400	131	413,900
132	418,600	132	414,100
133	418,800	133	414,300
134	419,100	134	414,600
135	419,400	135	414,900
136	419,600	136	415,100
137	419,800	137	415,300
138	420,100	138	415,600
139	420,400	139	415,900
140	420,600	140	416,100
141	420,800	141	416,300
142	421,100	142	416,600
143	421,400	143	416,900

	144	421,600			
	145	421,800			
定年前再任勤 用短時職員		準備 給月額		準備 給月額	
		円 279,100		円 336,600	

	144	417,100			
	145	417,300			
定年前再任勤 用短時職員		準備 給月額		準備 給月額	
		円 275,300		円 332,200	

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第九条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

職員の区分	階級	陸海空		陸海空		1等海佐		2等陸佐		3等陸佐		1等陸尉		2等陸尉		3等陸尉		准陸尉		陸曹長		1等陸曹		2等陸曹		3等陸曹		陸士長		1等陸士		2等陸士	
		将	将	補	補	1等	2等	3等	2等	3等	1等	2等	3等	2等	3等	准	准	陸	陸	1等	2等	3等	3等	3等	陸	陸	陸	陸	陸	陸			
号	俸	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	
1	陸海空	708,000	708,000	515,100	464,200	452,700	399,100	352,500	329,300	294,900	270,800	263,800	256,700	249,800	249,700	241,500	220,800	206,500	206,500	198,800	198,800	198,800	198,800	198,800	198,800	198,800	198,800	198,800	198,800	198,800	198,800	198,800	198,800
2	陸海空	763,000	763,000	518,300	467,200	401,700	354,900	354,900	331,000	296,400	272,700	264,700	258,500	251,600	243,500	223,800	208,400	208,400	208,400	208,400	208,400	208,400	208,400	208,400	208,400	208,400	208,400	208,400	208,400	208,400	208,400	208,400	208,400
3	陸海空	820,000	820,000	521,500	470,200	404,300	357,300	357,300	332,700	297,900	274,600	266,600	260,300	253,400	245,500	226,800	210,300	210,300	210,300	210,300	210,300	210,300	210,300	210,300	210,300	210,300	210,300	210,300	210,300	210,300	210,300	210,300	210,300
4	陸海空	898,000	898,000	524,700	473,200	407,000	359,700	359,700	334,500	299,400	276,500	268,500	262,100	255,200	247,600	229,800	212,100	212,100	212,100	212,100	212,100	212,100	212,100	212,100	212,100	212,100	212,100	212,100	212,100	212,100	212,100	212,100	212,100
5	陸海空	968,000	968,000	528,000	476,300	409,600	362,000	362,000	336,200	300,700	278,500	267,200	264,000	257,000	249,600	232,600	213,900	213,900	213,900	213,900	213,900	213,900	213,900	213,900	213,900	213,900	213,900	213,900	213,900	213,900	213,900	213,900	213,900
6	陸海空	1,038,000	1,038,000	531,200	482,300	412,300	364,400	364,400	338,200	302,000	280,400	269,100	265,700	258,800	251,400	234,700	215,600	215,600	215,600	215,600	215,600	215,600	215,600	215,600	215,600	215,600	215,600	215,600	215,600	215,600	215,600	215,600	215,600
7	陸海空	1,110,000	1,110,000	534,400	489,300	415,000	367,400	367,400	340,200	303,300	282,300	270,900	267,400	260,500	253,200	236,800	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300
8	陸海空	1,178,000	1,178,000	537,600	496,300	417,700	369,200	369,200	342,600	304,600	284,200	272,800	269,100	262,400	254,900	239,900	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000
9	陸海空			540,900	488,200	420,300	371,700	371,700	344,100	305,900	287,100	270,800	264,000	257,000	249,600	234,000	214,100	214,100	214,100	214,100	214,100	214,100	214,100	214,100	214,100	214,100	214,100	214,100	214,100	214,100	214,100	214,100	214,100
10	陸海空			543,400	491,000	422,900	374,300	374,300	346,600	307,200	287,600	271,000	264,200	257,200	249,800	234,400	214,500	214,500	214,500	214,500	214,500	214,500	214,500	214,500	214,500	214,500	214,500	214,500	214,500	214,500	214,500	214,500	214,500
11	陸海空			545,900	493,500	425,100	377,000	377,000	349,100	308,500	289,100	272,400	265,600	258,700	251,300	235,800	215,700	215,700	215,700	215,700	215,700	215,700	215,700	215,700	215,700	215,700	215,700	215,700	215,700	215,700	215,700	215,700	215,700
12	陸海空			548,400	496,600	428,100	379,700	379,700	351,600	309,800	290,600	273,800	267,200	260,300	252,900	237,900	216,300	216,300	216,300	216,300	216,300	216,300	216,300	216,300	216,300	216,300	216,300	216,300	216,300	216,300	216,300	216,300	216,300
13	陸海空			550,700	499,200	430,700	382,100	382,100	353,100	311,900	292,000	275,200	268,500	261,600	254,200	239,200	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300	217,300
14	陸海空			552,200	501,800	433,000	384,400	384,400	355,300	313,300	294,200	277,400	270,700	263,800	256,400	241,400	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000
15	陸海空			552,200	504,400	435,300	386,700	386,700	358,600	314,300	295,400	278,600	271,900	265,000	257,600	242,600	220,500	220,500	220,500	220,500	220,500	220,500	220,500	220,500	220,500	220,500	220,500	220,500	220,500	220,500	220,500	220,500	220,500
16	陸海空			555,200	507,000	437,000	389,000	389,000	360,900	314,600	296,500	279,800	273,100	266,200	258,800	243,800	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000
17	陸海空			556,800	509,600	439,700	391,300	391,300	362,700	315,600	297,500	280,800	274,100	267,200	260,300	245,300	222,100	222,100	222,100	222,100	222,100	222,100	222,100	222,100	222,100	222,100	222,100	222,100	222,100	222,100	222,100	222,100	222,100
18	陸海空			558,800	512,200	441,700	393,600	393,600	364,700	316,800	299,100	282,400	275,700	268,800	261,900	246,900	223,000	223,000	223,000	223,000	223,000	223,000	223,000	223,000	223,000	223,000	223,000	223,000	223,000	223,000	223,000	223,000	223,000
19	陸海空			559,800	514,800	443,700	395,900	395,900	367,000	318,000	301,200	284,500	277,800	271,100	264,200	249,200	224,000	224,000	224,000	224,000	224,000	224,000	224,000	224,000	224,000	224,000	224,000	224,000	224,000	224,000	224,000	224,000	224,000
20	陸海空			561,900	517,400	445,700	398,200	398,200	369,700	319,200	302,400	285,700	279,000	272,300	265,400	250,400	225,000	225,000	225,000	225,000	225,000	225,000	225,000	225,000	225,000	225,000	225,000	225,000	225,000	225,000	225,000	225,000	225,000
21	陸海空			562,800	519,800	447,500	400,300	400,300	370,600	320,200	301,500	286,800	280,100	273,400	266,500	251,500	226,000	226,000	226,000	226,000	226,000	226,000	226,000	226,000	226,000	226,000	226,000	226,000	226,000	226,000	226,000	226,000	226,000
22	陸海空			564,400	521,700	449,300	402,500	402,500	372,800	321,800	302,600	287,900	281,200	274,500	267,600	252,600	227,000	227,000	227,000	227,000	227,000	227,000	227,000	227,000	227,000	227,000	227,000	227,000	227,000	227,000	227,000	227,000	227,000
23	陸海空			566,000	523,600	451,100	404,700	404,700	375,000	323,400	303,700	289,000	282,300	275,600	268,700	253,700	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000
24	陸海空			567,600	525,500	452,900	406,900	406,900	377,200	325,000	304,800	290,100	283,400	276,700	269,800	254,800	229,000	229,000	229,000	229,000	229,000	229,000	229,000	229,000	229,000	229,000	229,000	229,000	229,000	229,000	229,000	229,000	229,000
25	陸海空			569,100	527,200	454,500	409,000	409,000	379,400	326,400	305,900	292,800	286,100	279,400	272,500	257,500	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000
26	陸海空			570,600	528,400	458,300	411,200	411,200	381,500	328,400	306,900	294,800	288,100	281,400	274,500	259,500	231,000	231,000	231,000	231,000	231,000	231,000	231,000	231,000	231,000	231,000	231,000	231,000	231,000	231,000	231,000	231,000	231,000
27	陸海空			572,100	529,600	458,100	413,400	413,400	383,600	330,400	307,900	295,800	289,100	282,400	275,500	260,500	232,000	232,000	232,000	232,000	232,000	232,000	232,000	232,000	232,000	232,000	232,000	232,000	232,000	232,000	232,000	232,000	232,000
28	陸海空			573,600	530,800	459,900	415,600	415,600	385,700	332,400	308,900	296,800	290,100	283,400	276,500	261,500	233,000	233,000	233,000	233,000	233,000	233,000	233,000	233,000	233,000	233,000	233,000	233,000	233,000	233,000	233,000	233,000	233,000
29	陸海空			575,100	531,800	461,500	417,700	417,700	387,600	334,300	310,000	297,900	291,200	284,500	277,600	262,600	234,000	234,000	234,000	234,000	234,000	234,000	234,000	234,000	234,000	234,000	234,000	234,000	234,000	234,000	234,000	234,000	234,000
30	陸海空			576,500	532,900	462,800	419,800	419,800	389,800	335,000	311,200	299,100	292,400	285,700	278,800																		

案

再任用職員	—	—	513,200	469,700	454,400	398,800	360,100	342,200	310,700	293,200	287,400	287,200	280,500	279,000	270,700	253,800	—	—
125									449,600	438,900	429,600	426,700	417,400	412,300				
126									450,200	439,600	430,300	427,500	418,200	413,200				
127									450,800	440,300	431,000	428,300	419,000	414,100				
128									451,400	441,000	431,700	429,100	419,800	415,000				
129									451,900	441,600	432,500	429,900	420,700	415,700				
130									451,900	442,300	433,300	430,700	421,500					
131									452,000	443,000	434,100	431,500	422,300					
132									453,000	443,700	434,900	432,300	423,100					
133									453,200	444,300	435,700	433,200	424,000					
134									455,000	445,000	436,500	434,000	424,800					
135									445,700	445,700	437,300	434,800	425,600					
136									446,400	446,400	438,100	435,600	426,400					
137									447,000	447,000	438,800	436,400	427,300					
138									439,700	439,700	437,200	437,200	428,100					
139									440,600	440,600	440,600	438,000	428,900					
140									441,500	441,500	441,500	438,800	429,700					
141									442,200	442,200	442,200	439,600	430,500					
142									443,000	443,000	443,000	440,400						
143									443,800	443,800	443,800	441,200						
144									444,600	444,600	444,600	442,000						
145									445,300	445,300	445,300	442,800						

- 備考一 統合警備長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。
- 備考二 この表の陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考一の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。
- 備考三 この表の 1 等陸佐、1 等海佐及び 1 等空佐の二欄又は二欄に定める額の俸給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。
- 備考四 退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

改正

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（号俸の決定基準等） 第五条（略）</p> <p>2 一般職給与法第八条第六項から第十一項までの規定は、職員 の昇給について準用する。この場合において、同条第六項中「 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）」とあるの は「職員」と、同項から同条第八項まで及び第十一項中「人事 院規則」とあるのは「政令」と、同条第六項中「国家公務員法 第八十二条」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六六 十五号）第四十六条」と、同条第九項中「職務の級」とあるの は「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又 は空将であつてその者が防衛省の職員の給与等に関する法律別 表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適用を受ける場合 にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一 等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される 同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄 をいう。」と読み替えるものとする。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（扶養手当） 第十二条 扶養親族を有する職員（常勤の防衛大臣政策参与、予備</p>	<p>（号俸の決定基準等） 第五条（略）</p> <p>2 一般職給与法第八条第六項から第十一項までの規定は、職員 の昇給について準用する。この場合において、同条第六項中「 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）」とあるの は「職員」と、同項から同条第八項まで及び第十一項中「人事 院規則」とあるのは「政令」と、同条第六項中「国家公務員法 第八十二条」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六六 十五号）第四十六条」と、同条第七項中「職務の級がこれに」 とあるのは「職務の級又は階級がこれに」と、同条第九項中「 職務の級」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する 階級が陸将、海将又は空将であつてその者が防衛省の職員の給 与等に関する法律別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄 の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する 階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては その者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の （一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。」と読み替えるものとする。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（扶養手当） 第十二条 扶養親族を有する職員（常勤の防衛大臣政策参与、予備</p>

自衛官等、学生及び生徒を除く。)には、一般職の国家公務員の例により、扶養手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十一条第一項ただし書、第三項及び第五項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとする。

2 (略)

(地域手当等)

第十四条 (略)

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)別表第二自衛官俸給表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員(以下「管理監督職員」という。)」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐

自衛官等、学生及び生徒を除く。)には、一般職の国家公務員の例により、扶養手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十一条第一項ただし書及び第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十一条の二第二項中「十五日」とあるのは、自衛官については「三十日」とする。

2 (略)

(地域手当等)

第十四条 (略)

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)別表第二自衛官俸給表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員(以下「管理監督職員」という。)」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐

、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。)に」と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当(防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。)」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。)」とあるのは、「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。)」及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第二項及び第三項中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。)に」と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当(防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。)」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。)」とあるのは、「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。)」及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第三項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

(期末手当及び勤勉手当)

第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十六・二五」とあるのは「百分の三十五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同条第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の五十」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の五十」と、

(期末手当及び勤勉手当)

第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・二五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十六・二五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職

「百分の六十」とあるのは「百分の六十」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十（特定管理職員にあつては百分の六十、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2
(略)

第十八条の三 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは、「百

員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の四十八・七五」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の四十八・七五」と、「百分の五十八・七五」、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）とあるのは「百分の五十八・七五」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の四十八・七五（特定管理職員にあつては百分の五十一・二五）とあるのは「百分の五十一・二五」、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員にあつては百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては百分の六十一・二五）とあるのは「百分の五十一・二五」とし、同項の規定の適用を受ける職員にあっては百分の五十八・七五」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2
(略)

第十八条の二の二 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるの

分の百七十二・五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

(削る)

(特定の職員についての適用除外)

第二十二條の二 (略)

2 (略)

3 第十一条の二から第十二条まで、第十四条（本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、住居手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に係る部分に限る。第五項において同じ。）及び第十八条の二（期末手当に係る部分を除く。）の規定は、第一号任期付職員には適用しない。

4 (略)

5 第十一条の二から第十二条まで、第十四条、第十八条及び前条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

6 第十二条及び第十四条（初任給調整手当に係る部分に限る。）の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第二項の規定により採用された職員には適用しない。

は「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

(特定任期付職員業績手当)

第十八条の三 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、一般職の国家公務員の例により、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

(特定の職員についての適用除外)

第二十二條の二 (略)

2 (略)

3 第十一条の二から第十二条まで、第十四条（本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、住居手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に係る部分に限る。）、第十八条、第十八条の二（期末手当に係る部分を除く。）及び前条の規定は、特定任期付職員及び第一号任期付職員には適用しない。

4 (略)
(新設)

5 第十二条及び第十四条（初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当及び特地勤務手当に係る部分に限る。）の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第二項の規定により採用された職員には適用しない。

(自衛官候補生の給与)

第二十四条の二 自衛官候補生には、自衛官候補生手当及び単身赴任手当を支給する。

2 (略)

3 第一項の単身赴任手当の支給については、一般職給与法第十二条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第三項中「俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「自衛官候補生」と読み替えるものとする。

4 (略)

(学生の給与)

第二十五条 学生には、学生手当、単身赴任手当及び期末手当を支給する。

2 (略)

3 第一項の単身赴任手当の支給については、一般職給与法第十二条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第三項中「俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「学生」と読み替えるものとする。

4 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」

(自衛官候補生の給与)

第二十四条の二 自衛官候補生には、自衛官候補生手当を支給する。

2 (略)

(新設)

3 (略)

(学生の給与)

第二十五条 学生には、学生手当及び期末手当を支給する。

2 (略)

(新設)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額

とする。

5 | (略)

(生徒の給与)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 (略)

合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

4 | (略)

(生徒の給与)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 (略)

改 正 案

現 行

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条—第五条関係）

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条—第五条関係）

職員の区分	職務の級		級	級	
	号	俸		1	2
			俸	給	月
			額	月	額
1	1	1	246,300	376,800	円
2	2	2	247,800	378,300	
3	3	3	249,200	379,700	
4	4	4	250,600	381,100	
5	5	5	252,000	382,500	
6	6	6	253,200	384,000	
7	7	7	254,400	385,500	
8	8	8	255,600	386,900	
9	9	9	257,000	388,200	
10	10	10	258,200	389,700	
11	11	11	259,500	391,200	
12	12	12	260,800	392,700	
13	13	13	262,100	394,100	
14	14	14	264,000	395,600	
15	15	15	265,800	397,100	
16	16	16	267,600	398,600	
17	17	17	269,300	400,000	
18	18	18	271,500	401,600	
19	19	19	273,700	403,200	
20	20	20	275,900	404,700	
21	21	21	278,100	405,900	
22	22	22	280,300	407,300	
23	23	23	282,500	408,700	
24	24	24	284,600	410,000	
25	25	25	286,600	411,600	
26	26	26	288,500	413,000	
27	27	27	290,400	414,300	
28	28	28	292,200	415,700	
29	29	29	294,000	417,100	
30	30	30	295,900	418,400	

職員の区分	職務の級		級	級	
	号	俸		1	2
			俸	給	月
			額	月	額
1	1	1	246,300	354,600	円
2	2	2	247,800	356,000	
3	3	3	249,200	357,400	
4	4	4	250,600	358,800	
5	5	5	252,000	360,200	
6	6	6	253,200	361,500	
7	7	7	254,400	362,800	
8	8	8	255,600	364,100	
9	9	9	257,000	365,300	
10	10	10	258,200	366,800	
11	11	11	259,500	368,300	
12	12	12	260,800	369,700	
13	13	13	262,100	371,000	
14	14	14	264,000	372,500	
15	15	15	265,800	374,000	
16	16	16	267,600	375,400	
17	17	17	269,300	376,800	
18	18	18	271,500	378,300	
19	19	19	273,700	379,700	
20	20	20	275,900	381,100	
21	21	21	278,100	382,500	
22	22	22	280,300	384,000	
23	23	23	282,500	385,500	
24	24	24	284,600	386,900	
25	25	25	286,600	388,200	
26	26	26	288,500	389,700	
27	27	27	290,400	391,200	
28	28	28	292,200	392,700	
29	29	29	294,000	394,100	
30	30	30	295,900	395,600	

31	297,700	419,900	297,700	397,100
32	299,400	421,400	299,400	398,600
33	301,100	423,000	301,100	400,000
34	302,900	424,400	302,900	401,600
35	304,600	426,000	304,600	403,200
36	306,200	427,500	306,200	404,700
37	307,800	429,200	307,800	405,900
38	309,500	430,700	309,500	407,300
39	311,300	432,300	311,300	408,700
40	313,000	433,900	313,000	410,000
41	314,300	435,400	314,300	411,600
42	316,200	436,900	316,200	413,000
43	318,000	438,100	318,000	414,300
44	319,700	439,300	319,700	415,700
45	321,400	440,500	321,400	417,100
46	323,300	441,800	323,300	418,400
47	325,000	443,000	325,000	419,900
48	326,700	444,200	326,700	421,400
49	328,400	445,300	328,400	423,000
50	330,200	446,500	330,200	424,400
51	332,000	447,700	332,000	426,000
52	333,700	448,900	333,700	427,500
53	335,400	450,100	335,400	429,200
54	336,700	451,300	336,700	430,700
55	338,000	452,500	338,000	432,300
56	339,300	453,700	339,300	433,900
57	340,800	454,800	340,800	435,400
58	342,400	455,400	342,400	436,900
59	343,900	455,900	343,900	438,100
60	345,500	456,400	345,500	439,300
61	347,000	456,900	347,000	440,500
62	348,600		348,600	441,800
63	350,200		350,200	443,000
64	351,700		351,700	444,200
65	353,200		353,200	445,300
66	354,800		354,800	446,500
67	356,400		356,400	447,700
68	357,900		357,900	448,900

		再任 期間以外 の職員		再任 期間以外 の職員			
69	359,400	69	359,400	69	359,400	450,100	
70	361,000	70	361,000	70	361,000	451,300	
71	362,600	71	362,600	71	362,600	452,500	
72	364,100	72	364,100	72	364,100	453,700	
73	365,600	73	365,600	73	365,600	454,800	
74	367,200	74	367,200	74	367,200	455,400	
75	368,800	75	368,800	75	368,800	455,900	
76	370,300	76	370,300	76	370,300	456,400	
77	371,800	77	371,800	77	371,800	456,900	
78	373,200	78	373,200	78	373,200		
79	374,600	79	374,600	79	374,600		
80	375,900	80	375,900	80	375,900		
81	377,200	81	377,200	81	377,200		
82	378,600	82	378,600	82	378,600		
83	380,000	83	380,000	83	380,000		
84	381,300	84	381,300	84	381,300		
85	382,400	85	382,400	85	382,400		
86	383,800	86	383,800	86	383,800		
87	385,100	87	385,100	87	385,100		
88	386,400	88	386,400	88	386,400		
89	387,600	89	387,600	89	387,600		
90	388,900	90	388,900	90	388,900		
91	390,000	91	390,000	91	390,000		
92	391,200	92	391,200	92	391,200		
93	392,400	93	392,400	93	392,400		
94	393,500	94	393,500	94	393,500		
95	394,700	95	394,700	95	394,700		
96	395,900	96	395,900	96	395,900		
97	397,300	97	397,300	97	397,300		
98	398,300	98	398,300	98	398,300		
99	399,300	99	399,300	99	399,300		
100	400,300	100	400,300	100	400,300		
101	401,200	101	401,200	101	401,200		
102	402,200	102	402,200	102	402,200		
103	403,300	103	403,300	103	403,300		
104	404,400	104	404,400	104	404,400		
105	405,100	105	405,100	105	405,100		

106	406,000	106	406,000
107	406,900	107	406,900
108	407,800	108	407,800
109	408,600	109	408,600
110	409,400	110	409,400
111	410,200	111	410,200
112	411,000	112	411,000
113	411,600	113	411,600
114	412,300	114	412,300
115	413,000	115	413,000
116	413,700	116	413,700
117	414,300	117	414,300
118	414,800	118	414,800
119	415,200	119	415,200
120	415,500	120	415,500
121	415,800	121	415,800
122	416,100	122	416,100
123	416,400	123	416,400
124	416,600	124	416,600
125	416,800	125	416,800
126	417,100	126	417,100
127	417,400	127	417,400
128	417,600	128	417,600
129	417,800	129	417,800
130	418,100	130	418,100
131	418,400	131	418,400
132	418,600	132	418,600
133	418,800	133	418,800
134	419,100	134	419,100
135	419,400	135	419,400
136	419,600	136	419,600
137	419,800	137	419,800
138	420,100	138	420,100
139	420,400	139	420,400
140	420,600	140	420,600
141	420,800	141	420,800
142	421,100	142	421,100
143	421,400	143	421,400

	144	421,600			
	145	421,800			
定年前再任勤 用短時職員		準備 給月額	準備 給月額		
		円 279,100	円 336,600		

	144	421,600			
	145	421,800			
定年前再任勤 用短時職員		準備 給月額	準備 給月額		
		円 279,100	円 336,600		

行

再任用職員			—	513,200	469,700	454,400	398,800	360,100	342,200	310,700	293,200	287,400	287,200	280,500	279,000	270,700	253,800	—	—	—
125										449,600	438,900	429,600	426,700	417,400	412,300					
126										450,200	439,600	430,300	427,500	418,200	413,200					
127										450,800	440,300	431,000	428,300	419,000	414,100					
128										451,400	441,000	431,700	429,100	419,800	415,000					
129										451,900	441,600	432,500	429,900	420,700	415,700					
130										442,300	432,300	431,300	430,700	421,500						
131										443,000	434,100	434,100	431,500	422,300						
132										443,700	434,900	434,900	432,500	423,100						
133										444,300	435,700	435,700	433,200	424,000						
134										445,000	436,500	436,500	434,000	424,800						
135										445,700	437,300	437,300	434,800	425,600						
136										446,400	438,100	438,100	435,600	426,400						
137										447,000	438,800	438,800	436,400	427,300						
138										439,700	439,700	439,700	437,200	428,100						
139										440,600	440,600	440,600	438,000	428,900						
140										441,500	441,500	441,500	438,800	429,700						
141										442,200	442,200	442,200	439,600	430,500						
142										443,000	443,000	443,000	440,400							
143										443,800	443,800	443,800	441,200							
144										444,600	444,600	444,600	442,000							
145										445,300	445,300	445,300	442,800							

備考一 統合警備長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。

備考二 この表の陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考一の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

備考三 この表の 1 等陸佐、1 等海佐及び 1 等空佐の二欄又は二欄に定める額の俸給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

備考四 退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

現

案

再任用職員	—	—	513,200	469,700	454,400	398,800	360,100	342,200	310,700	293,200	287,400	287,200	280,500	279,000	270,700	253,800	—	—	—
125									449,600	438,900	429,600	426,700	417,400	412,300					
126									450,200	439,600	430,300	427,500	418,200	413,200					
127									450,800	440,300	431,000	428,300	419,000	414,100					
128									451,400	441,000	431,700	429,100	419,800	415,000					
129									451,900	441,600	432,500	429,900	420,700	415,700					
130									451,900	442,300	433,300	430,700	421,500						
131									452,000	443,000	434,100	431,500	422,300						
132									453,700	443,700	434,900	432,300	423,100						
133									454,300	444,300	435,700	433,200	424,000						
134									455,000	445,000	436,500	434,000	424,800						
135									455,700	445,700	437,300	434,800	425,600						
136									456,400	446,400	438,100	435,600	426,400						
137									447,000	447,000	438,800	436,400	427,300						
138									439,700	439,700	437,200	437,200	428,100						
139									440,600	440,600	440,600	438,000	428,900						
140									441,500	441,500	441,500	438,800	429,700						
141									442,200	442,200	442,200	439,600	430,500						
142									443,000	443,000	443,000	440,400							
143									443,800	443,800	443,800	441,200							
144									444,600	444,600	444,600	442,000							
145									445,300	445,300	445,300	442,800							

- 備考一 統合警備長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。
- 備考二 この表の陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考一の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。
- 備考三 この表の 1 等陸佐、1 等海佐及び 1 等空佐の二欄又は二欄に定める額の俸給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。
- 備考四 退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

正 改

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

第二十七条 この法律（第二条、第七条第六項、第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、これらの規定（第三条第一項第一号を除く。）中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第八条 第一項	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第一項、第二十五条第四項又は第二十五条の二第三項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）

現 行

第二十七条 この法律（第二条、第七条第六項、第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、これらの規定（第三条第一項第一号を除く。）中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第八条 第一項	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第一項、第二十五条第三項又は第二十五条の二第三項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）

2 (略)

3 第一項において準用する第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（第六条第一項において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同法第六条第一項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第二十二條の二第六項中「初任給調整手当」とあるのは「住居手当及び単身赴任手当」と、「定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

2 (略)

3 第一項において準用する第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（第六条第一項において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同法第六条第一項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第二十二條の二第五項中「初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当及び特地勤務手当」とあるのは「住居手当及び単身赴任手当」と、「定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。